

TOKIO MARINE KAGAMI MEMORIAL FOUNDATION
Scholarship for ASEAN International Students in Japan

Tokio Marine Kagami Memorial Foundation was established in 1939 on the basis of a bequest of Kenkichi Kagami, former chairman of Tokio Marine and Fire Insurance Co., Ltd., in order to promote the development of human resources to contribute to our society widely and to promote of academic research.

From the perspective of promoting international exchange of human resources and academics between Japan and ASEAN countries, as well as promoting friendship and goodwill, the Foundation will recruit ASEAN International scholarship students as follows;

1. Eligibility for application (all of the following conditions must be met)
 - (1) Privately financed international students with nationalities from ASEAN countries, including Brunei, Cambodia, Indonesia, Laos, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam
 - (2) Those who are officially enrolled (or will be enrolled) in the graduate school master's or doctoral program of a Japanese university designated by the foundation for the purpose of obtaining a degree, and will continue their studies at the enrolled university throughout the designated period. There is no designated field of study.
 - (3) Good health condition and excellent academic performance.
 - (4) Those who have not received other scholarships and must not be receiving any other scholarships, except "The Monbukagakusho Honors Scholarship for Privately-Financed International Scholarship for Privately-Financed International Students" and "Awards for Outstanding Grades at Designated Universities".
 - (5) Those who are interested in international exchange and are willing to actively participate in Foundation events and exchanges between scholarship students.
 - (6) Age Limit as of April 1, 2022; 30 or under for Master's Program Students, 35 or under for Doctorial Program Students
2. Designated 14 Schools in Japan
University of Tokyo, Tokyo Institute of Technology, Hitotsubashi University, Tsukuba University, Tokyo University of Foreign Studies, Waseda University,

Keio University, Sophia University, Kyoto University, Tohoku University, Osaka University, Nagoya University, Hokkaido University and Kyushu University.
Number of New Grantees is about 5 for each year. For your information, 5 students were recruited in the previous year as scholarship students.

3. Contents and Duration

(1) Monthly Stipend(no repayment required)

¥180,000. (In other words, it is 2.16 million yen a year.)

(2) Duration

Minimum years required for graduation/completion. However, if the desired degree is obtained without waiting for the final period, it will be until the time of acquisition.

(3) Payment

At the beginning of each month, the scholarship will be transferred to your bank account (Transfers to other person's accounts are not allowed). However, the first scholarship for the three months from April to June 2022 will be provided in early June.

4. Submit the application

Fill out the application forms provided by the foundation along with other required documents as below and submit them via your host university to the foundation.

(1) "Scholarship application", "Self-assessment form", "A curriculum vitae", "Personal statement"

(2) "Student registration certificate" (If you are planning to enter the university, "Copy of the admission letter" or "Pass notification of the university")

(3) "A transcript" (Transcript of the undergraduate school of your university if you are going on to a master's course, or a transcript of a master's course if you are going on to a doctoral course)

(4) "A recommendation from your academic supervisor"

(5) "A health certificate"

(6) "A copy of your passport"

5. Application deadline

April 7, 2022 (Thursday) (must arrive at the Foundation))

6. Selection / result notification / welcome ceremony

First selection (Screening of application documents)

April 19 (Tuesday): Notification of primary selection results by email

Second selection (Interview, only those who passed the first selection. We cannot answer inquiries regarding the screening results.)

April 26 (Tuesday): Interview at Tokyo or online by ZOOM

April 27 (Wednesday): Notification of secondary selection results by email

Final results

May 24th (Thursday): Final results will be notified by both email and post

Welcome ceremony

May 31st (Tuesday) 12: 00-16: 00 including social gathering at Tokyo

Details such as the interview time will be contacted later.

Recruited scholarship students must attend the welcome ceremony (for students outside the Tokyo metropolitan area, the round-trip Shinkansen ticket or airline ticket for both the interview and the welcome ceremony will be borne by the Foundation.)

7. Obligations of scholarship students

- (1) Meet with Foundation personnel once in a month at the Foundation office or online.
- (2) Attending foundation events (Welcome ceremony, Exchange gathering) that must be attended
- (3) Submit the prescribed report to the Foundation every three months.

8. Suspension, cancellation, or abolition of scholarships

If the scholarship student is unlikely to succeed due to illness or other reasons, if his / her academic performance or behavior is poor, if he / she loses his / her academic record at the host university, or if he / she loses the application qualifications listed in 1 above, the scholarship payment will be suspended, cancelled or abolished. When the scholarship students of this foundation get married, the salary of one of them will be abolished.

9. Other

Matters not stated in this application guideline shall be as stipulated in the regulations of the Foundation.

10. Foundation homepage

URL: <http://www.kagami-f.or.jp/>

※申請を希望する場合は、応募書類を準備の上、2022年3月14日（月）までに農学部・農学研究科教務係に提出のこと。

※既に2022年度に他奨学金について受給が決定している者ならびに申請中（直接応募含む）の者については選考対象外とします。

公益財団法人 東京海上各務記念財団
2022年度ASEAN奨学生募集要項

東京海上各務記念財団は、東京海上火災保険(株)元会長、各務謙吉の遺志に基づき、広く社会に貢献する人材の育成および学術研究の振興を図ることを事業目的として昭和14年(1939年)に設立された財団です。

本財団では、日本とASEAN諸国との人材、学術の国際交流を図り、併せて友好と親善とを促進する観点から、下記要領にて奨学生の募集を行います。

1. 応募資格（下記の資格のすべてに該当すること）

(1) ASEAN諸国※の国籍を有する私費留学生

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(2) 財団が指定する日本の大学の大学院修士もしくは博士課程に学位取得を目的として正規に在籍（または在籍予定）し、在籍期間を通じ、在籍大学において学業を継続する者で、研究分野は限定しない。

(3) 健康状態が良好で学業成績が優良であること

(4) 他の奨学金を受けておらず、今後他の研究支援金を申し込む予定のない者

但し「文部科学省外国人留学生学習奨励費」および「学内の成績優良者表彰制度」は重複可

(5) 国際親善に関心があり、財団の行事、奨学生間の交流に積極的に参加する意欲のある者

(6) 原則として、2022年4月1日現在、修士課程又は博士課程前期専攻者は30才以下、博士課程又は博士課程後期専攻者は35才以下とする。

※現課程での在籍残期間が1年以下の者は除く

(7) 日本語によるコミュニケーションが可能な者、または日本語習得の意欲がある者

2. 採用人員 (8) 未渡日の学生も応募可ですが、大学からの推薦の際には、4月1日時点で日本国内にいる学生が優先となります。

指定14大学（東京大、一橋大、東工大、筑波大、東京外国語大、慶応大、早稲田大、上智大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大、北海道大、九州大）より合計5名程度（前年採用実績5名）

3. 奨学金の内容および支給期間

(1) 奨学金の支給金額（給与につき返済は不要）

支給月額：180,000円（年額216万円）

(2) 奨学金の支給期間

本財団が定めた支給日から正規専攻課程の最短修業年限の終期までとする。但し、その終期を待たずに目的の学位を取得した場合は、その取得時までとする。

(3) 給付方法

毎月初に当月分を本人名義口座へ振り込む。ただし、初回は4～6月の3ヶ月分を6月上旬に給付予定

4. 応募方法

応募者は、次の申請書類を各大学留学生担当課経由で財団宛に提出すること

- (1) 学資給与願／自己申告書／履歴書／身上書 ※授業料免除申請中（予定）で「申請中」に○をつける場合でも、授業料は全額（44.65千円）として記入のこと
- (2) 在学証明書（入学予定者は、入学許可書または合格通知の写）

(3)成績証明書

※学部以降直近のものまで。別添の「成績評価係数方法」を算出の上、算出した成績評価係数を余白に鉛筆書きのこと

(3)成績証明書 (修士課程進学の場合は出身大学学部の、また博士課程進学の場合は修士課程の成績証明書)

(4)指導教官の推薦状 ※指導教員により作成のこと

(5)健康診断書 ※既在籍者は2021年度学内診断のもの、新入学者は母国のものでも可

(6)パスポート写し

(7)在留カードの写し(両面)

5. 応募締切

2022年4月7日(木)(財団必着)

6. 選考、結果の通知、授与式

第一次選考 書類選考

4月19日(火)・・・一次選考結果通知(メール)

第二次選考 面接

(第一次選考通過者のみ、面接時間等詳細については本人宛連絡する。

選考結果に関する問い合わせには、公平性の観点から答えられない。)

4月26日(火)・・・面接(東京にて、またはオンライン)

4月27日(水)・・・二次選考結果通知(メール)

正式採用通知

5月24日(木)・・・採用通知(メールおよび書面)

授与式

5月31日(火)・・・12:00~16:00(含む懇親会)東京にて開催

首都圏外大学在籍の学生については、面接、授与式ともに東京往復の新幹線乗車券、航空券の費用は財団が負担する。

7. 奨学生の義務

(1)毎月、財団事務所、またはオンラインで面談を行うこと

(2)参加必須の財団行事(授与式、交流の集い)に出席すること

(3)3か月ごとに、所定のレポートを財団へ提出すること

8. 奨学金の休止、停止または廃止

(1)奨学生が病気その他の理由により成業の見込みのないとき、学業成績または性行が不良となったとき、在籍大学の学籍を失ったとき、前記1に記載する応募資格を失ったときは、学資の給与を休止、停止または廃止する。

(2)当財団の奨学生同士が結婚したときは、何れか1名の学資の給与を廃止する。

9. その他

本要項に記載がない事項については、本財団の外国人留学生(ASEAN諸国)学資給与規程に定めるところによる。

10. 財団のホームページ

URL: <http://www.kagami-f.or.jp/>

以上

11. 注意事項

●日本語能力について: 渡日後間もないなど、現時点で面接に対応できる(研究内容まで説明できる)ほどの日本語能力がなくとも、これから習得する予定(意欲)があれば応募は可能です。面接は日本語で行われますが、途中から英語に切り替えてもらうことも可能です。現在の日本語レベルが選考に影響することはありません。

●申請書類について: 原則として日本語での記入となりますが、研究内容など、英語で作成したものを添付することも可能です。

公益財団法人東京海上各務記念財団

ASEAN諸国留学生学資給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第1条 本財団から学資の給与を受ける留学生（以下奨学生という）は、ASEAN諸国の国籍を有し、私費で日本の大学の大学院博士もしくは修士課程に学位取得を目的として正規に在籍する者（以下それぞれ博士課程専攻者および修士課程専攻者という）で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 健康状態が良好で学業成績が優良であること。
- (2) 他の奨学金を受けていないこと。
- (3) 国際理解と親善に関心をもち、貢献を期すること。
- (4) 奨学生採用時（毎年4月1日）の年齢は博士課程専攻者は満35歳以下、修士課程専攻者は満30歳以下とする。但し本財団が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。

(学資の額および給与期間)

- 第2条 1. 奨学生に給与する学資の額は、月額180,000円とする。
2. 前項の学資の給与期間は奨学生として採用することを決定した学年の始期から正規の専攻課程の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と学資の給与

(願書等の提出)

第3条 奨学生を志望する者は、次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 学資給与願
(写真は最近撮影の半身脱帽のもの)
- (2) 履 歴 書
- (3) 身 上 書
- (4) 大学院の在学証明書および成績証明書ならびに指導教授の推薦状
- (5) 健康診断書

(採 用)

- 第4条 1. 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定し、その結果を本人および在籍大学学長に通知する。
2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から4週間以内に誓約書を理事長あてに提出しなければならない。

(学資の給与)

- 第5条 学資は毎月一定日に、本財団事務所において本人に給与する。
- ただし、特別の事情があると判断される場合には、便宜な方法により直接本人に送金して行うものとする。

(報告事項)

- 第6条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書を理事長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

- 第7条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は直ちに本財団に届け出なければならない。
- ただし、奨学生が病気、その他の事由により届け出ることができないときは、在籍大学学長を経て届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留年、退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。

(学資の休止及び停止)

- 第8条 1. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、学資の給与を休止する。
2. 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、第2条に定める学資の給与を停止する。

(学資の復活)

- 第9条 前条の規定により学資の給与を休止または停止された者が、その事由が止んで在籍大学学長を経て願い出たときは、第2条に定める学資の給与を復活することがある。

(学資の廃止)

- 第10条 奨学生が次の各号の一に該当すると本財団が認めるときは、在籍大学学長の意見を参照して第2条に定める学資の給与を廃止する。
- (1) 病気その他の理由により成業の見込みのないとき。
 - (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
 - (3) 在籍大学で処分を受け学籍を失ったとき。
 - (4) 第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき。
 - (5) その他本財団が学資の給与を不相当と認めるとき。

(学資の辞退)

- 第11条 奨学生は、いつでも学資の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第12条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な補導を行うものとする。

第4章 補 則

(実施細目)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第14条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経て行う。ただし軽微な変更についてはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から適用する。